三　事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示　三一　特17　三四〇

四　事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示　三一　特17　三四〇

○国税庁

一　消費税法施行規則第五条第一項第一号の規定に基づき国税庁長官が指定する書類を定める件　三一　特17　三四三

二　消費税法施行令第四十九条第一項第一号に規定する国税庁長官が指定する者を定める件の一部を改正する件　三一　特17　三四三

三　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第八項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件の一部を改正する件　三一　特17　三四四

四　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項及び第三十八条の四第十八項第五項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び第七条の四第四項、消費税法施行規則第二十三条の四第五項並びに防衛特別法人税に関する省令第五条第六項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件　三一　特17　三四七

五　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第三項第四号に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件の一部を改正する件　三一　特17　三五〇

六　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項に規定する国税庁長官が定める者を定める件の一部を改正する件　三一　特17　三五〇

七　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項に規定する国税庁長官が定める場合を定める件の一部を改正する件　三一　特17　三五一

八　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項に規定する国税庁長官が定める申請等を定める件の一部を改正する件　三一　特17　三五一

九　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第三項第三号に規定する国税庁長官が定める添付書面等及び国税庁長官が定めるものを定める件の一部を改正する件　三一　特17　三五二

一〇　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第五項に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件の一部を改正する件　三一　特17　三五二

一一　租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第四十二項に規定する国税庁長官が定める期間を定める件　三一　特17　三五三

一二　租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十五項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件の一部を改正する件　三一　特17　三五三

一三　租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十六項に規定する国税庁長官の定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件　三一　特17　三五五

一四　法人税法施行規則第五十九条第三項の表の第一号の上欄に掲げる書類を定める件の一部を改正する件　三一　特17　三五五

一五　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第二条第七項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件　三一　特17　三五六

一六　国税徴収法施行規則第一条の五第三項に規定する国税庁長官が指定する許認可等を定める件の一部を改正する件　三一　特17　三五六

一七　国税通則法第二十二条に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件　三一　特17　三五六

○文部科学省

三七　国立大学法人会計基準の一部を改正する告示　二　三

三八　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件に追加して家屋を定める件　六　四

三九　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件　六　四

四〇　特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第十一条第三項の規定に基づく登録施設利用促進機関の代表者の氏名並びに利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があった件　九　三

四一　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示　九　48　三四

四二　特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第十一条第三項の規定に基づく登録施設利用促進機関の利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があった件　一〇　二

四三　学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件　一三　四

四四　学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示　一三　52　四八

四五　大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示　一三　52　五八

四六　学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示　一三　52　六一